

気候 Network 通信



<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通四條上ル 高倉ビル305
Tel.075-254-1011 / FAX.075-254-1012
E-mail. kikonet@jca.ax.apc.org
URL. http://www.jca.ax.apc.org/kikonet/

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル302
Tel.03-3263-9210 / FAX.03-3263-9463
E-mail. kikitoko@jca.ax.apc.org

<郵便振替口座>

00940-6-79694 (加入者名:気候ネットワーク)

<銀行振込口座>

東京三菱銀行京都支店
普通口座 1370852 (気候ネットワーク)

CONTENTS

特集: COP3一周年

1. 国内対策が京都議定書を活かす道
- 2~3. 紙上再現: COP3一周年
写真で綴るCOP3一周年イベント
基調報告より「公害都市から環境都市へ」
4. ワグナー氏講演
5. 紙上再現: 連続セミナー
- 6~7. 地球温暖化対策に関する基本方針
8. 各種ごあんない・事務局から
.....
わたしたちはめざします
- ①「抜け穴」をふさぎ、京都議定書の早期発効を!
- ②日本政府はまず6%削減できる国内対策を!
- ③政策決定プロセスに市民の参加と情報公開を!
- ④地球規模の公正のため、南北のNGOの連帯を!
- ⑤みんなで協力して温暖化防止を!

国内対策が京都議定書を活かす道 明確な方向性と 市民主体の取り組みで

京都会議から1年。COP4ではブエノスアイレス行動計画が採択されたものの、京都議定書の発効までの作業計画を確認したにとどまった。国際交渉の停滞感を打破するためにも、今、国内での取り組みが重要を増している。既に90年比10%も増加している日本は特にそうである。

そんな中、COP3一周年記念シンポジウム「市民が進める温暖化防止」と5つの分科会に全国各地から約800人が参加し、京都は再び熱気に包まれた。市民と協働しての小さな自治体の大きな挑戦が「点々と」ではあるが始まっている(水俣市長)。世界最大の風力発電容量を達成したドイツも、10年前は日本の今と似たものだった。1991年の再生可能エネルギー買取法が流れを変えた。学生ボランティアグループが幾つもの小・中・高の学校に働きかけ、子どもたちがつくるエコステージ98も同時開催された。誰もがボランティア活動の新たな可能性に目を見張った。この1年の最も大きな変化は、気候フォーラムから気候ネットワークへと温暖化防止への市民の熱い思いが継承され、新しい風を起こしつつあることだ。

私たちの次の課題は、(1)私たちが目指すべき目標を明確にすること、(2)それを共有して目標達成を可能にする条件を作り出していくこと、(3)その過程で市民が主体となる方法をとることにある。環境保全的社會をつかっていくためには、市民が主体的に取り組む他ない。

中央環境審議会では地球温暖化対策推進法に基づく基本方針案が審議され、この度公開された(6~7頁参照)。残念ながら斬新さや明確な目標が見えないだけでなく、方向性が分らない。透明性の確保と市民参加という言葉はあるものの、その実態や具体的担保措置がない。策定が義務化された国や地方自治体の実行計画すら市民とともに策定するものと考えていないし、計画の見直しの過程にも市民参加の視点が無い。事業者も専ら自らの判断だけで実行する。国民はむしろ自助努力と協力者の役割を求められている。温室効果ガスの8割はこうした事業者や行政機関の排出によるものだ。こんな対応で削減できるのだろうか。同審議会ではこの基本方針の素案に対する意見を求めている。(8頁参照)

しかし、最終消費・サービスに至る全体をみれば、消費者は排出の5割に影響をもつ。つまり消費者として生産構造や社会経済システムを転換する力を市民がもっているのだ。99年は、そうした活動を助ける地球温暖化防止活動推進センターの設立や自治体の事務・事業(廃棄物処理、交通、学校など)の実行計画づくりへの参加を軸に、市民と行政、事業者のパートナーシップを実現していく年としていこう。



一周年記念シンポジウムから(12/5)

気候ネットワークは、あなたのご意見・情報を求めています。皆さんの参加で気候ネットワークを育ててください。
入会の連絡やお問い合わせは気候ネットワーク事務局まで。

❀ COP3一周年 「市民が進める温暖化防止」 ❀

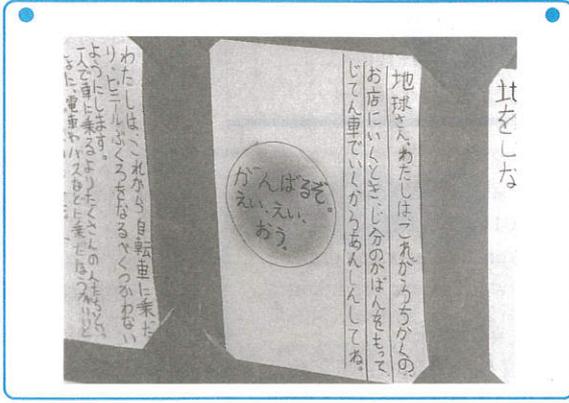
5日のシンポジウム、6日のNGO活動交流会・分科会とCOP3こどもまつり、両日の展示交流に、延べ800人が全国から集まり、温暖化防止に向けての活動・調査研究の発表・意見交換、提言を行った。



手作りの懇親会



北文化会館内の展示



小学生がよせた「地球へのお手紙」



第1分科会
国際交渉での論点と今後の課題



オフィス・経営グリーン化への市民戦略
第3分科会

分別収集を始める前には埋立最終処分場はあと1年とされており、数十億円かけて新しい処分場を建設する予定でしたが、前の処分場の寿命が15年も伸びて当面必要なくなりました。市民の活動がまちの財政も助けたのです。ゴミ分別の実情の視察が増えており、宿泊客が増え、経済をよくしています。

公害で疲弊したまちであるため産業の振興も重要です。環境保全と産業とは相反するとの意識を乗り越えるために、先端技術促進事業なども行っています。水俣は環境の重要性、公害の悲惨さ、愚かさを世界に発信する責務があります。公害と環境問題の過去・現在・未来、すべての学習ができるようになっています。ハード・ソフトの取組みによって行財政の相乗効果を期待しています。2000年に環境自治体会議を開き、共通の環境改善目標をつくりたいと考えています。

今、人間は、水俣が経験した愚かなことを地球規模で再び繰り返そうとしているのではないかと警告したい。そうならないために必要なことは国民の環境意識を高めることです。環境意識のないところに地球環境の保全は成り立ちません。経済効率と利便性のあることのない追及が何をもちますか、水俣が既に証明しています。幸い、公害のまち水俣は住民の環境意識が高まってきました。それは水俣の最大の財産であり水俣のまちづくりの原動力であると認識しています。環境の世紀といわれる21世紀への、小さな自治体の大きな挑戦なのです。



基調報告での
吉井市長

温暖化防止京都会議以降1年間の市民・NGOによる多彩な取り組みが披露され、温暖化を防止するためには、今後市民の積極的な取り組みが不可欠であることを確認した。



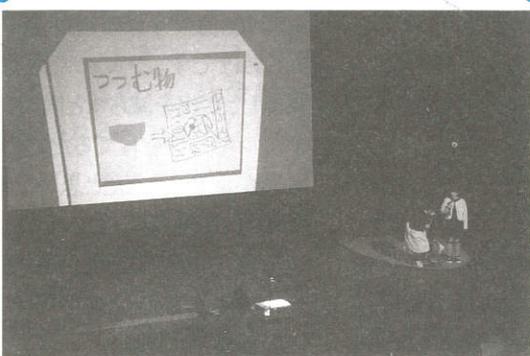
理想の新しい環境家計簿をつくる
第4分科会 ワークショップ
くらしをかえて温暖化防止



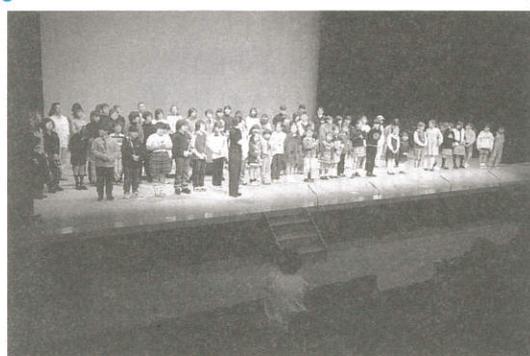
第2分科会
国際自然エネルギーバイオリア会議



第5分科会 フリーセッション



COP18でもまったり、エコステージ
小中高生による自由なアピール



【基調報告】
公害都市から環境都市へ

——公害からの再生

吉井正澄・水俣市長

水俣市民は苦しみの半世紀を過ごしてきました。水俣病は市民間の反感・中傷・非難、チソの疲弊、漁業の壊滅など、地域社会の崩壊をもたらしました。経済優先による人権思想欠如によって引き起こされる環境破壊は、健康被害だけでなく社会全体を崩壊させ人間の存続を危うくするのです。40年余を経て、ようやく新しいまちづくり

に挑戦しています。これからは個性化の時代。水俣病のマイナスのイメージをプラスに価値変革し、環境という視点を産業にも観光にも教育にも福祉にも個人のライフスタイルにも取り入れていきたい。そのためには市民もある程度の不便さを受け入れていくというものです。

水俣病による住民間の対立・反目・中傷・非難を克服するために、もやい直し(絆を強めなおす)運動を始めました。その一環としてごみ分別収集を行い、成功をおさめています。94年にモデル地区をつくって始め、21品目の分別を行っています。環境センターに集めてそれを最終的には85品目に分類します。世界一高度な分別だと自負しています。

100〜150世帯で一つのステーションを設け、住民が自主的に運営しています。分別作業のなかで隣近所のコミュニケーションが高まり、一人暮らしの老人家庭を助けたり、住民どうしの話し合いもなされます。地域にもメリットが必要です。リサイクルの売却代金は全部ステーションに戻し、市民にまちづくりのため、自由に使ってもらっています。



京都会議一周年シンポジウムでの講演から

ドイツからの風 「急成長!風力発電」

アンドレアス・ワグナー氏(ドイツ風力協会事務局長)

私が今仕事をしています風力協会は、1985年に産業界のイニシアティブで設立された非営利の協会です。タービン製造業者や調査研究機関、個人、政治家など、風力、ひいては再生可能エネルギーに関わる実に様々な人々が集まるフォーラムのようなものです。協会設立当時のドイツには風力発電の実績はほとんどなく、調査・研究が活動の中心でした。現在は風力エネルギーの普及が活動の中心となっています。

風力エネルギーはドイツだけでなくヨーロッパで急速に台風の目のような存在になっています。1990年から91年頃にはゼロのような状態でした。当時は約500MWの発電容量しかなかったのですが、現在ではその10倍、5000MWに伸びています。エネルギー効率が大幅に向上したことによって発電コストは1/2となり、その他騒音の問題なども大きく改善されてきました。ヨーロッパでは、風力だけでなく、ソーラー、バイオマス、水力などの再生可能エネルギーが急成長を続けています。EUでは2010年までに再生可能エネルギーを現在の6%から2倍の12%にするという政策を掲げています。

●安全で環境負荷の小さいエネルギー

その理由は、第1に、地球温暖化防止京都会議が行われましたが、気候変動問題への対策として、自然エネルギーのような再生可能エネルギーが石炭や石油など化石燃料に代わるクリーンなエネルギーとして求められているからです。

第2に、再生可能エネルギーの安全性にあります。再生可能エネルギーは原子力に比べて安全であり、かつ環境に対する負荷が小さいことが大きな理由です。ドイツでは、現在原子力によって電力エネルギーの3分の1が供給されていますが、緑の党が加わった連立政権ではこれを段階的に廃止していくことを明らかにしています。

再生可能エネルギーを使っていくということは、特にヨーロッパ、日本、アメリカに住む我々の責任であります。現在これらの先進国が75%の二酸化炭素を排出しています。今後、気候変動を避けていくためには、先進国の排出をまず減らしていかなくてはなりません。そのための代替エネルギーとして風力発電は大変有望なものです。

●急成長をもたらした

ドイツの再生可能エネルギー買取法

デンマークでは、既に電力消費の10%が風力発電によって提供されています。1980年の初め頃から、どこよりも早く風力発電への投資を始めたからです。ドイツはデンマークの後を追いかけていると言えます。90年代の初めまでは殆どゼロでしたが、最近急成長し、現在ドイツの電力供給の1%が風力発電によって供給されています。

ドイツの風力エネルギーは自治体、国両方のレベルで支援されています。とりわけ重要な点は、1991年の再生可能エネルギー買取法で風力発電事業者がエネルギー市場にアクセスできるように

なったことです。政府の風力250MWプログラムを大幅に超過して達成しています。

●雇用創出、ビジネス活性化にも

風力発電は環境面だけではなく産業面にも貢献しています。去年1年間だけでこの風力産業によって1万5千人の雇用と20億マルクのビジネスが生まれています。これはドイツだけではなく、ヨーロッパだけでもなく、世界各地で言えることです。最初の大きな一歩を踏み出すための後押しが今まさに必要だということです。

このようなことは過去にもなされてきています。ご存知の方も多いと思いますが、原子力は保護された市場の中で多額の補助金を投入されて今の形になっていますし、ドイツの場合、石炭関係には毎年100億マルクの補助金をつぎ込んでいくわけです。こういった既存の補助金を見直し、支出を減らすと同時に、再生可能エネルギー等を育てるための補助金など援助が重要なことだと思います。環境面や経済面の利点だけでなく、途上国への地球環境的なメリットがあります。途上国への持続可能な発展のモデルとなることでしょう。

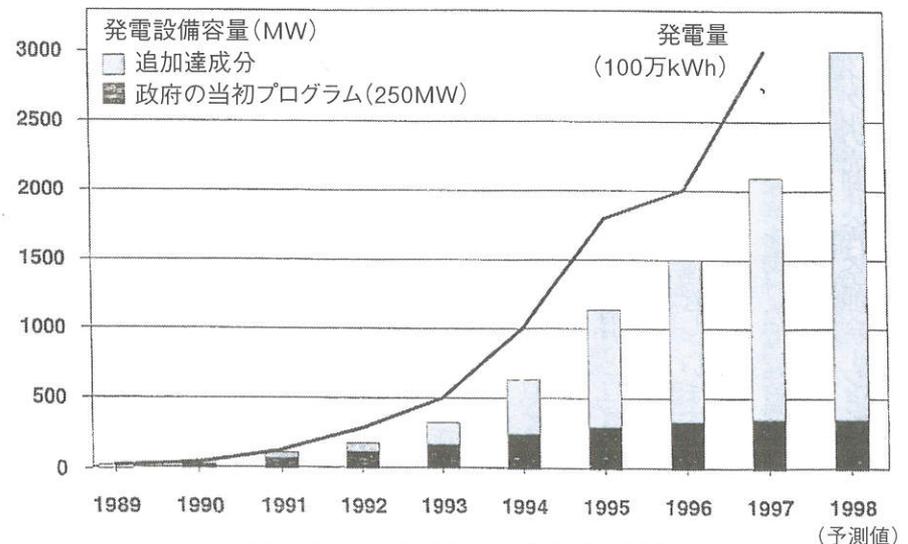
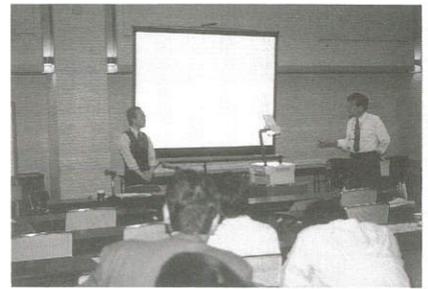


図 ドイツにおける風力発電量の変化

連続公開セミナー

第7回:企業の国際環境規格への対応と温暖化防止

平井 孝治(立命館大学経営学部教授)・神田喜代一(環境システム研究所代表)



2人のかけあいによってわかりやすくISO14000シリーズの解説がなされた

11月16日に「企業の国際環境規格への対応と温暖化防止」と題し、立命館大学の平井孝治先生と環境システム研究所の神田喜代一さんとの間で、会場も交えながら、Q&A方式でセミナーが開催されました。

現代社会では経済行為を考へてもリスクの負担者と便益の享受者が一致しているのが一般的ですが、これが一致せず、しかも一方的な便益の享受者により社会的な意思決定がなされている点が環境問題の一つの大きなポイントでありましょう。私は環境管理を考へる枠組みは3つあると思ひます。それは(1)いかに自然を使つたか、ということに対する組織の説明責任、(2)環境便益の享受権・リスクの回避権・子孫への継承義務等を含む環境主権、(3)資本家・株主に留まらない一般の人々による組織の統治権です。そしてそれらには、科学技術・社会経済システム・環境倫理という3つのアプローチが考へられます。この内、社会経済システムに分類されるISO14000シリーズについて神田さんにお聞きしたいと思ひます。

Q(平井):ISO14000シリーズとはどのようなのでしょうか。

A(神田):ISO(国際標準化機構)のTechnical Committee(TC)207のもとで、地球サミットでの持続的開発のための産業界会議(BCSD)を受けて作られた環境管理の規格です。そしてTC207の下のSub Committee(SC)で環境マネジメントシステム(Environmental Management System:EMS)や環境監査についてなどが検討され、それぞれISO14001・14004やISO14010・14011・14012等に集大成されています。

Q:EMS全体のイメージはどんなものなのでしょうか。

A:EMSの中には17項目の要求事項があります。それらを全て守れば、環境方針→環境計画→実施・運用→点検・

是正→見直しというPDCAサイクルと呼ばれる継続的改善が成立するようになっています。ただしこれらの要求はどのような組織にも適応可能なものであるために非常に一般的なものであり、かえって達成するのは容易ではありません。更にこうした通常の計画の他に、緊急事態用のプログラムも必要です。

Q:企業が法的規制もないのにISO14001を取得するメリットとは一体何でしょうか。

A:ISO14000シリーズには環境負荷軽減・環境保全という最終的な目的がありますが、実際には企業イメージの向上や長期利潤の獲得が取得の主たる目的となっているようです。大企業では将来の製品の環境負荷軽減を狙っているのに対し、中小企業では取得による企業体勢の向上を目的にしている、といった違いもあります。また直接的には電気代の軽減や廃棄物の削減などの効果が現れますが、これらだけで取得にかかった費用を1、2年で回収するのはほぼ不可能です。

Q:EMSを実際に行う時の現場の士気というものはコンサルタントの立場からしてどう言えますか。

A:今まで見てきた感じでは環境管理に視点を置いた経営をトップができるかどうか、またそのトップがリーダーシップを発揮できるか否かにかかっています。

Q:では実際EMSを構築した時には現場の業務の見直し、というのはどうなりますか。

A:本気で環境問題をやろう、と思ったら今まで当然の事としてやっていた行程まで見直さざるを得なくなるでしょう。

Q:ISO14001は環境庁のような環境管理組織や環境政策へも適応されるのでしょうか。

A:行政サービスの中でもごみ焼却場など環境へ直接影響のあるものについては現在も適応されていますが、環境政策などの評価は今後の検討課題です。

Q:金融機関の投資やそれに関する社会的責任とISO14001はどういった関係で捉えたらよいでしょうか。

A:欧米では金融機関が如何に環境負荷を負うか、融資に先立って如何に環境監査を行うかが既に論点となっています。ドイツのgreen bank等のように目的を限定して融資を行っている例もあります。

Q:ISO14001の限界はどのあたりにあるのでしょうか。

A:ISO14001というのは具体的数値を何も示していません。ですから環境パフォーマンスの絶対的水準を求める事はできません。しかしISO14000シリーズが最終的に目指すのは環境負荷の軽減であり、それらはシリーズの中の環境ラベルやライフサイクルアセスメントと深い関わりを持っていきます。またEMSの目標設定は企業の自主性に任せる、とは言え、利用可能な最新技術の適応を求めています。全体として環境パフォーマンスをどうしてゆくののかについては、これから市民も含め、どういうモチベーションなりインセンティブをしかけていくかが重要です。

このように考えると私(平井)は環境問題を考へるにあつたつてはgoing earth(継続する地球)の構成員であるgoing concern(継続する企業)がISO14001に準拠した仕組作りを一つのテーマにすべきでないかと思ひます。

温暖化対策として策定された地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれたエネルギー需給面での対策、代替燃料等の排出抑制対策、吸収源対策、国際協力の推進、ライフスタイルの見直しをはじめ、幅広い分野の対策について、具体的目標の設定に努めつつ、関係府の十分な連携を図り推進するものとする。さらに、その実施状況について、地球温暖化対策推進本部において毎年定期的にフォローアップを行う。併せて、地球温暖化対策の効果を評価する手法について検討を行う。

こうした施策を現する手段としては、社会資本の整備、規制の措置、経済的措置、環境影響評価等の措置の活用を図る。経済的手法については、その温室効果ガスの排出削減上効果、国民生活・経済活動や財政的影響等に関して総合的な検討を進める。また、夏時間等の温室効果ガスの排出抑制につながる国民全員に関わる社会的な制度についての国民的議論を行う。さらに、ラベリング等の活用により、事業者及び国民による温室効果ガスの排出が少ない製品の開発・選択を促すとともに、全国地球温暖化防止活動推進センターを積極的に活用し、製品による温室効果ガスの排出量に関する情報の収集、提供等を行う。

地球温暖化対策の効果的な推進を図るため、地方公共団体も連携し、先駆的なモデル事業を集中的に実施する。

地球温暖化対策の必要性については環境教育・広報を推進するとともに、民間団体の活動の支援を行う。また、我が国における温室効果ガスの総排出量を速やかに算定し、国民わかりやすい形で公表する。

革新的な環境・エネルギー技術について研究開発を推進する。その際、温室効果ガスの貯留固定化技術についても追求する。また、クリーンエネルギー自動車、低公害車、低燃費車や太陽光発電等は、技術的には実用可能な段階に達しつつあるが、現状では経済性の面における制約が存在することから、普及促進策を推進するとともに、低コスト化、性能面での向上に向けた技術開発等を推進する。

全国地球温暖化防止活動推進センターの運営に当たっては、民間団体や国民の協力・参加が適切に確保されるものとする。

(2) 地方公共団体の措置に関する基本的事項
温室効果ガスの排出の抑制等の施策
地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に

応じて、とるべき施策を判断し、きめ細かい温暖化対策を講ずる。地方公共団体の措置に関しては、例えば、以下の事項を基本とする。

① 地方公共団体は、地域づくりの推進者として、温室効果ガスの排出の抑制等に資する都市整備の推進、社会資本整備等の基礎づくり、木質資源の利用の推進並びに植林、里山林の整備、国土緑化運動の推進及び都市緑化等の吸収源対策を実施する。

② 地方公共団体は、事業者や国民に身近な活動の場として、地球温暖化対策やエネルギーに関する教育、民間団体の活動の支援等を行うとともに、先駆的な取組の紹介・相談対応を実施する。その際、都道府県地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進センターが設置、委嘱されている場合には、これらを活用し、きめ細かな対応を行う。

③ 地方公共団体は、対策の実効性を確保するため、社会資本の整備等を実施する対策について、具体的目標の設定に努めつつ実施することとし、定期的にフォローアップを行う。

④ 都道府県地球温暖化防止活動推進センターの運営にあたっては、民間団体や住民の協力・参加が適切に確保されるものとする。

地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画
地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下、「地方公共団体の実行計画」という。）の策定・公表等については、以下を基本とする。

① 地方公共団体は、本基本方針3.に定める「政府の実行計画」の規定を準じて、実行計画の策定・点検・公表等を行うものとする。また、その策定に当たっては、地域の自然的・社会的条件に準じ、創意工夫して行うものとする。なお、市町村は、その規模能力に応じて地方公共団体の実行計画を策定する。

② 地方公共団体の事業には、廃棄物処理、水道、下水道、公共交通、公立学校、公立病院等も含まれること。

(3) 事業者の措置に関する基本的事項
事業者は、製造等に伴い温室効果ガスを排出するとともに、家庭の消費生活で利用する自動車、電気製品等を製造・販売する立場にあり、温室効果ガスの排出抑制に同じ様々な工夫をすることができ、事業者の

措置に関しては、以下を基本とする。

ア それぞれの事業者が創意工夫を凝らしつつ、事業内容等に照して適切で効率的な対策を自主的かつ積極的に実施するとともに、従業員等への環境教育を推進する。特に、地球温暖化対策は、資源やエネルギーの有効利用を通じて、経済的な利益も生み出し得るものであり、これらを踏まえた創意工夫が望まれる。また、温室効果ガスの排出の少ない製品の開発、廃棄物の減量等、他の主体の温室効果ガスの排出抑制等に寄与するための措置についても可能な範囲で推進する。

イ 事業者は、社会的存在であり、単独に又は共同して、自ら策定した地球温暖化への取組に関する計画及び実施状況を積極的に公表するなど、地球温暖化対策に関する情報を可能な限り開示するよう努める。また、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力する。

ウ 特に最終消費財を製造する事業者は、ライフサイクルアセスメントの考え方を踏まえつつ、製品のライフサイクルを通じ、温室効果ガスの排出量を把握するとともに、消費者の商品選択の際の参考情報として活用できるように、その結果の提供に努める。

エ 地球温暖化対策は、あらゆる社会経済活動にかかわり、また、それを見直していく作業であり、その過程で、投資や呼びかけ、技術革新を生み、新たなビジネスをもたらすものであり、広範な事業者にとって新事業の大きなチャンスであること念頭に置いて取組を進める。

(4) 国民の措置に関する基本的事項
近年、国民の日常生活に起因する温室効果ガスの排出量が増大し、その排出の抑制等は重要な課題となつていくことから、例えば、以下の事項を基本としつつ、地球温暖化防止のための活動に参加することが期待される。

ア 大量消費、大量廃棄型の生活様式を見直し、温室効果ガスの排出の少ない製品・設備やサービスの選択、住宅・建築物における断熱性の向上、節電、不要不急の自家用乗用車使用の自粛、自動車の空かし・急加速・急発進の自粛、経済走行による走行等環境にやさしい運転方法の推進、公共交通機関の利用促進等、日常生活に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努める。

イ 家庭からの温室効果ガスの排出量は、自動車・各種電気製品等の効率、機器の台数、使用時間に左右

されるので、これらの要因に即して排出抑制のための工夫を行う。

ウ 水道使用の節約、リサイクル等は間接的に温室効果ガスの排出抑制に資するので、工夫して取組を行う。地域でのリサイクル活動、国民参加による森林づくり、緑化活動等、国、地方公共団体及び民間団体の地球温暖化対策に関する活動への参加に努める。

オ 需要側の行動・提案が、機器等の供給側の工夫を促すので、消費者として積極的に事業者に対して提案するよう努める。

カ 地球温暖化の機構や影響、地球温暖化対策及びエネルギーについての理解を深めよう自ら学習を努める。また、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力する。

3. 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に関する事項

(1) 政府の実行計画の策定、変更及び公表
政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（以下、「政府の実行計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、その案を公表し、閣議の決定を求めるとともに、閣議決定があったときは、遅滞なく公表しなければならない。

(2) 政府の実行計画に定めるべき措置の内容、当該措置により達成すべき目標等

ア 政府の実行計画に定めるべき措置の内容
① 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮
低燃費・低公害車の導入、自動車の効率的利用、自転車の活用、エネルギー消費効率の高い機器の導入、用紙類の使用量の削減及び再生紙の使用、代替フロン系冷媒の回収・破壊や非フロン系エアソール製品の購入・使用の徹底等

② 建築物の建築、管理等に当たっての配慮
温室効果ガスの排出量の低減に資する素材の選択、温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入、冷暖房における適正な温度管理、太陽光利用等新エネルギーの有効利用、水の有効利用、周辺や屋上の緑化等

③ その他の事務・事業に当たっての環境保全への配慮
エネルギー使用量の抑制、ごみの分別、廃棄物の減量等

④ 職員に対する研修等
職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供等

⑤ 計画の推進体制の整備と実施状況の点検
推進体制、点検体制の整備等

イ 当該措置により達成すべき目標
計画の期間は5年間とし、計画には、それぞれの措置の目標とともに、温室効果ガスの総排出量に関する数値的な目標を定めるものとする。

(3) 政府の実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）の公表
政府は、自らの事務及び事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を含め、当該計画の実施状況を毎年点検し、その結果を公表するものとする。また、必要に応じて、計画の見直しを行うものとする。

4. 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項

(1) 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者にあつては、温室効果ガスの種別、発生源及び排出抑制対策の態様も多様であることに鑑み、効果的な対策を推進するため、単独に又は共同して、排出抑制等のための措置に関する計画を策定するよう努めるものとする。その際、各事業者が講ずる措置の具体的内容は事業者の自主的な判断に委ねられるものとする。

(2) 計画を策定する事業者は、その規模及び形態が多様であるため、それぞれの状況に応じて創意工夫を凝らして計画を策定するものとする。この場合、事業者は、当該計画においていかなる要素及び内容の計画を策定するかは、その自主性に委ねられるものである。また、温室効果ガスの排出の少ない製品の開発、廃棄物の減量化等、他の主体の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置についても可能な範囲で計画に盛り込むこととする。

(3) 計画を策定した事業者は、当該計画を公表するよう努めるとともに、当該計画に基づき講じた措置の実施状況についても公表するよう努める。

地球温暖化対策に関する基本方針（素案）

1. 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

(1) 基本方針の策定の背景と意義

地球温暖化問題は、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気中の温度が追加的に上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の報告によれば、主要な要因に不確実性はあるが、様々な証拠を考慮すると地球の気候に対する検出可能な人間の影響があることが示唆されている。また、大気中の温室効果ガス濃度、その気候影響等に関する中位の予測によれば、2100年には約2℃の平均気温の昇、約50cmの海面水位の上昇などの影響が予測され、植生、水資源、食料生産、洪水・高潮、健康影響の分野で大きな影響が出てくるものとされている。

国際社会においては、この地球温暖化問題に対処するため、「気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）」が1992年5月に採択され、我が国も同年6月の環境と開発に関する国連会議において署名し、1993年5月に受諾し、条約は1994年3月に発効した。条約では、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極的な目的とし、そのような水準は、生態系が気候変動に自然に適応し、食料の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべきであるとしている。

1997年12月に京都で開催された条約の第3回締約国会議（COP3）においては、長期的・継続的な排出削減の第一歩として、先進国の温室効果ガス（二酸化炭素・メタン・酸化窒素・ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）の6物質）の排出量について法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択され、我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年の第1約束期間に

1990年レベル（HFC、PFC、SF₆については1995年を基準年とする）とすることができる。以下単に「1990年レベル」という。）から6割削減することの目標が定められた。京都議定書の発効の条件整備として、排出量取引等のいわゆる「京都メカニズム」等の国際的なルール確立等が必要であり、1998年11月に開催された第4回締約国会議（COP4）では「ブエノスアイレス行動計画」が策定され、第6回締約国会議（COP6）での合意に向けて引き続き国際的な調整作業が行われることとなっている。

地球温暖化問題ととりわけ地球温暖化問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直しを迫るものであり、その意味で京都議定書の採択は転換点となるものである。温室効果ガスの削減は、石油危機後の石油価格高騰期を除き一貫して増加基調にあり、また、多くの先進国で温室効果ガスの削減目標を設定し、取組が始まった1990年以降においても、一部の国を除き、その排出量は増加している。我が国においても、温室効果ガスの総排出量は、「地球温暖化防止行動計画（1990年）」地球環境保全に関する関係閣僚会議決定において、酸化炭素の排出量の安定化目標が示され、取組が開始された1990年以降も増加傾向にある。ちなみに、1996年度我が国の二酸化炭素の排出量は、1990年度比で9.8%の増加となっている。エネルギー需要側からみた場合、部門別には、二酸化炭素排出量全体の約4割を占める産業部門の排出量は微増で推移している。一方、運輸部門及び民生部門の排出量の伸びが著しい。エネルギー効率が既に世界最高水準にある我が国にとっては、温室効果ガスの抑制等を図ることは容易な課題ではないが、人類の将来のため、そして、地球温暖化問題の解決に向け、一貫して増加基調にある温室効果ガスの排出量をまず減少基調に転換させ、その上で京都議定書の目標の達成、さらなる長期的・継続的な排出削減を図っていくなければならない。

我が国は、過去2度の石油危機を通じて、産業部門を中心に相当の省エネルギー努力を積み重ねており、更なる対策に要する費用は相対的に高いものと思われる。こうした費用を削減しつつ、地球温暖化問題の解決を図っていくためには、我が国社会経済が引き続き活力を維持しつつ地球温暖化対策（温室効果ガスの排出の抑制並びに動植物による酸化炭素の吸収作用の保全及び強化（以下、「温室効果ガスの排出の抑制等」という。））その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための

施策）を組み込んでいくことが必要である。その際、地球温暖化対策を講ずる上で、対症療法的な対策だけでは十分であり、都市・地域構造、交通・物流体系、エネルギー供給構造、生産構造がライフスタイルまで広範な社会経済システムを二酸化炭素・メタン、HFC等の温室効果ガスの排出量の削減等が図られるように転換していかなければならない。これは、社会構成をすべてを主体を取り組むことにより初めて実現される。その手法は、規制のなめ、市場メカニズムを活用するもの、国民のライフスタイルの変更に伴う社会的な仕組みや社会責任を整理するもの、環境教育や情報開示の中で自らが努力するもの等多様である。そして、これらの過程で、新たな投資や技術革新、ビジネス等を創出し、活力のある持続可能な社会経済の発展を目指していく必要がある。

また、地球規模の課題である地球温暖化への対応は、先進国のみならず、開発途上国の参加が不可欠であるが、これを促すためには、先進国が京都議定書上の目標を確実に達成する具体的な道筋を明らかにしておくことが極めて重要である。

我が国における地球温暖化対策は、以下の事項を指針として策定・実施する。

地球温暖化対策に関する基本方針をよりよいものに

中央環境審議会企画政策部会は、地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策に関する基本方針」について、本号掲載(6~7頁)の基本方針素案をまとめ、意見・提案を募集中。温暖化対策のありかたについて考える機会です。市民からの提案を届けましょう。99年1月に地方ヒアリングが全国3カ所で行われます。日時・場所等は次のとおりです。ヒアリングにもご参加下さい。

ブロック	開催日	開催場所	申込み期限(必着)	
			意見発表	傍聴
北海道 東北・関東	1月19日 (火)	川崎市川崎区宮本町3-3 いさご会館・大ホール	1月7日 (木)	1月11日 (月)
中国・四国 九州・沖縄	1月25日 (月)	山口県下関市豊前田町3-3-1 海峡メッセ下関・会議室	1月11日 (月)	1月14日 (木)
中部・近畿	1月29日 (金)	静岡県静岡市黒金町20-8 静岡商工会議所・大ホール	1月11日 (月)	1月19日 (火)

☞意見・提案及び意見発表の申込み・

問い合わせ先

中央環境審議会企画政策部会事務局
100-8975 千代田区霞ヶ関1-2-2
環境庁地球環境部環境保全対策課内
Tel. 03-3581-3351 FAX 03-3581-4815

☞傍聴の申込みは往復はがきで会場へ

<川崎会場> 川崎市環境局環境企画室
Tel. 044-200-2386 FAX. 044-233-5099
<下関会場> 山口県環境生活部県民生活課
豊かな環境づくり推進室
Tel. 0839-33-2690 FAX. 0839-33-2629
<静岡会場> 静岡県環境部環境政策課
Tel. 054-221-3504 FAX. 054-221-2940

この情報に関する詳細はホームページにて
<http://www.eic.or.jp> (EICネット)

Volunteer
Activities
from Kyoto

Episode 4 COP3一周年企画でも大活躍

ボラン
ティアの活
動から...

昨年COP3でのボランティアの活躍が気候フォーラムの活動を支えた太い柱でした。今年COP3一周年でも多くのボランティアの活躍が目立ちました。特に、エコステージ98は、企画・運営、広報、渉外、資金調達すべてボランティアによって実施されました。

ボランティア自身が楽しみながら、そして学びながら取り組んだ結果、エコステージは予想以上の成果を収めるとともに、今後の環境教育への指針にもつながるものとなりました。

気候ネットワークは、引き続きボランティアとしてのご参加をお待ちしています。ご関心のあるかたは事務局までご連絡ください。

研究会から...

気候ネットワークでは各研究会が自治体と企業の環境意識と取り組みの現状に関する基礎調査を行い、一周年記念企画の分科会でその結果を発表しました。

◇自然エネルギー普及研究会

温暖化対策は都道府県での計画策定とまじり、ほとんどの市町村で計画・実施にまでは至っていない(自治体アンケート調査から)。

◇グリーンオフィス研究会

8割の企業が環境対策が費用低減につながると回答する一方で、エアコン使用時の温度設定や照明に無関心(企業アンケート調査から)。

市民も企業も意識と行動とを結びつける方策が課題。

アンケート調査結果をご希望の方、両研究会の活動に興味のある方は、京都事務所までお問い合わせください。

はみだし掲載

COP5は1999年10月25日~11月5日にボン(ドイツ)で開催されます。

事務局から...

●気候フォーラム活動記録集完成

気候フォーラムの活動を総括した活動記録集(報告書総集編)が完成しました。「COP3と気候フォーラム」「気候フォーラムの1年」「地域ネットワークと縦断シンポジウム」「資料編」の4部構成で、これまでの日本のNGO活動の中でも希であったネットワークによる活動をA4版512ページにまとめています。

頒価3,000円、送料450円(別途)。部数も限られていますのでお早めにご連絡ください。

●NPO法に基づく法人格取得を準備中

98年12月1日、特定非営利活動促進法(通称:NPO法)が施行されました。気候ネットワークも法人格を取得すべく申請します。そのために99年3月7日午後3時より京都市内で総会を開催する予定です。詳細は追ってご連絡します。

●ありがとうございました。

ゼロコーポレーションに会議室を貸与していただきました。ありがとうございました。

ご支援ありがとうございました。1999年もよろしく願いいたします。



気候ネットワーク通信「気候Network」4号
1998年12月24日発行

代表:浅岡 美恵 副代表:須田 春海
事務局長:田浦 健朗 編集・DTP:山口 洋典

604-8124 京都市中京区高倉通四上ル高倉ビル305
Tel. 075-254-1011 FAX.075-254-1012
E-mail. kikonet@ca.ax.apc.org
URL. <http://www.jca.ax.apc.org/kikonet/>

<東京事務所>
102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル302
Tel. 03-3263-9210 FAX.03-3263-9463
E-mail. kikotko@ca.ax.apc.org

郵便振替口座:00940-6-79694(加入者名:気候ネットワーク) 銀行振込口座:東京三菱銀行 京都支店 普通口座 1370852(気候ネットワーク)